

## 仕 様 書

### 1 業務名

令和4年度静大活推協委第1号 静岡市大河ドラマ「どうする家康」活用推進協議会  
ロゴマーク制作業務

### 2 業務の目的

静岡市大河ドラマ「どうする家康」活用推進協議会（以下「協議会」という。）では、令和5年の大河ドラマの放送を契機に、徳川家康公とゆかりの深い地である静岡市の魅力を広く発信し、ドラマの放送に向けて機運を醸成するとともに、地域経済の活性化につなげていくことを目的に、協議会等で使用するロゴマークを制作する。

### 3 業務の概要

- (1) シンボルマークのデザイン制作
- (2) ロゴタイプのデザイン制作
- (3) 上記(1)と(2)を組み合わせたパターンの制作
- (4) デザイン取扱マニュアルの作成
- (5) デザインの商標登録の調査（出願中の物も含む）

### 4 仕様

- (1) シンボルマークデザインのテーマ等
  - ア 「一富士、二鷹、三茄子」をテーマとし、汎用性の高いデザインであること。
  - イ 家康公と静岡市とのゆかりをイメージできるマークであること。
  - ウ 特色を含まずカラーで制作し、モノクロでも使用できること。
  - エ 他の商標などに類似していないこと。
  - オ 縦横15cmの正方形枠内で見やすくはっきりとしたデザインであること。
  - カ 「大河ドラマ」「どうする家康」の文字を使用しないこと。
- (2) ロゴタイプの制作
  - ア 「家康公が愛したまち静岡」を用いて制作すること。
  - イ 特色を含まずカラーで制作し、モノクロでも使用できること。
- (3) 上記(1)及び(2)の組み合わせパターンを制作、指定すること。
- (4) デザイン取扱マニュアル
  - ア デザインの使用及び運用に際して、指示書となるデザイン使用・規定マニュアルを作成すること。
  - イ マニュアルの作成に当たって、下記の基本規定を設けること。
    - (ア) コンセプトの解説

- (イ) モノクロ（濃淡有無）・単色バリエーションの提示
- (ウ) カラー、モノクロ出力時のカラー指定
- (エ) 使用可能及び使用不可能なバリエーションの規定
- (オ) スケーリング規定（最小サイズ等）
- (カ) アイソレーション規定（不可侵領域）
- (キ) 視認性確保の規定（画像・写真上での展開など）
- (ク) 組合せ・配置・展開例の提示
- (ケ) 使用禁止例の提示・展開時の禁止事項の指定
- (コ) その他、本業務の過程において発注者と協議の上必要とされた事項に関する規定

## 5 ロゴマークの使用用途

- ア ウェブ（ホームページ、Facebook、Twitter 等）
- イ 事務用品（名刺、封筒各種等）
- ウ 広報ツール（ポスター、チラシ、のぼり旗、看板等）
- エ 地元事業者の土産物等（紙袋・包装紙等）

## 6 成果物の納品

- (1) 「4 仕様（1）～（4）」・・・ 出力紙及び電子媒体（CD 又は DVD）各 4 部
  - (2) 業務完了報告書・・・ 出力紙 1 部
- （本文はマイクロソフトワード等。図等その他ファイル形式は別途協議を行う。）

## 6 履行期間

契約締結日から令和 4 年 6 月 10 日まで

## 7 著作権等の取り扱い

- (1) 本業務の受託者は、本仕様書に基づいて制作及び納品したデザイン等について、発注者が広報活動や商品化を行うなど、自由に使用できるよう、著作権法（昭和 45 年法律 48 号）第 18 条から第 20 条までに規定する著作権者の権利を行使しないこととする。
- (2) デザイン等に関して受託者が有する著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利は、納品とともに無償で発注者に譲渡するものとする。
- (3) 受託者は、発注者に無償譲渡する前項の著作権法上の権利を、発注者以外の第三者に譲渡しないこととする。
- (4) 受託者は、当該デザイン等が、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証することとする。当該デザイン等が、第三者の商標権、著作権

その他の諸権利を侵害し、原著作物の著作権等と受託者との間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は、受託者が負うこととする。

(5) デザイン等に関して受託者が有する商標権については、無償で発注者に譲渡するものとする。ただし、商標権譲渡にかかる手続については、別途協議する。

## 8 その他

公募型プロポーザル方式による事業者決定後、速やかに随意契約の手続きを開始する。ロゴマークの最終デザインは、発注者と協議の上決定すること。

また、この仕様書に定めのない事項は、受託者と発注者で協議の上対応をする。